

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出ています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は外来診療料が算定されます。

初診料	291 点
外来診療料	76 点
コンタクトレンズ検査料 1	200 点

診療医師名：植木 智志／田沢 綾子／安藤 拓海／小林 直太／野神 壮也

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

※上記についてご不明な点はご相談ください。

# コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

## 1. 初診料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で当院に初めて受診した方は、初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は、再診料 76 点を算定いたします。

## 2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記についてご不明な点はご相談ください。